

自転車の

青切符

制度導入！

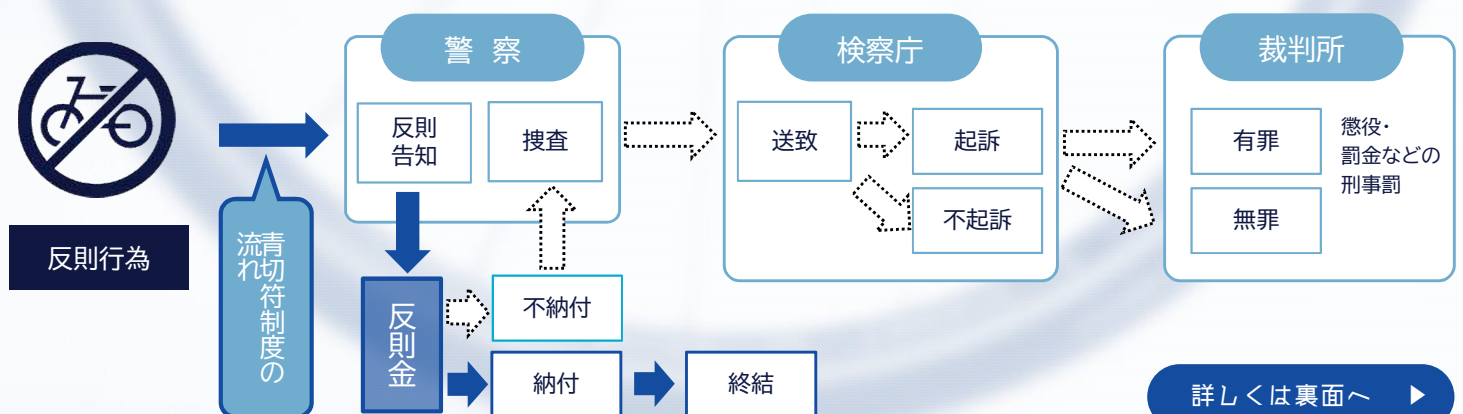
令和 8 年
4月1日
から

対象は
113の
違反行為

反則金は
最大
1万2千円

青切符制度って？

青切符制度は、交通違反に対して反則金を支払うことで刑事罰が科されない制度です。



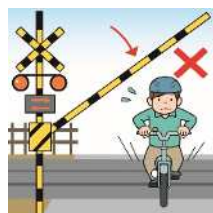
どんな行為が違反なの？



信号無視
6,000円



一時不停止
5,000円



遮断踏切立入
7,000円



右側通行など
6,000円



携帯電話の使用
12,000円

などの113種類が違反となります。

詳しくは

🔍 兵庫県警 青色切符

🔍 警察庁 交通局 自転車ルールブック

自転車安全利用五則を守ろう

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

※次の場合は例外的に普通自転車は歩道を通行できます。

「普通自転車歩道通行可」を示す標識があるとき



13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、体の不自由な人が運転しているとき



道路状況や交通状況によって普通自転車の通行の安全確保のためやむを得ないとき

※道路工事や駐車車両で車道の左側を通行することが危険な場合など



② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



一時停止の標識や路面標示は**自転車も対象**です。必ず一時停止して 左右の安全確認をしましょう。
また、信号のある交差点では、対面する信号に従って通行しましょう。

③ 夜間はライトを点灯

④ 飲酒運転は禁止

⑤ ヘルメットを着用

自転車〇×クイズに挑戦！

問題

自転車で歩道を走っているときに、歩行者によけてもらうためにベルを鳴らしてもよい。

正解は「**自転車総合ポータルサイト『尼っ子リンリン』**の自転車ルール・チャレンジテストで確認してみましょう！右下のQRコードからアクセスしてください。

尼崎市生活安全課

TEL:06-6489-6502 FAX:06-6489-6686

MAIL:ama-seikatsuanzen@city.amagasaki.hyogo.jp



自転車総合ポータルサイト
「尼っ子リンリン」